

**第 1 号議案 神戸国際港都建設計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更**

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

都計法第6条の2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すもの

【都市計画法】

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

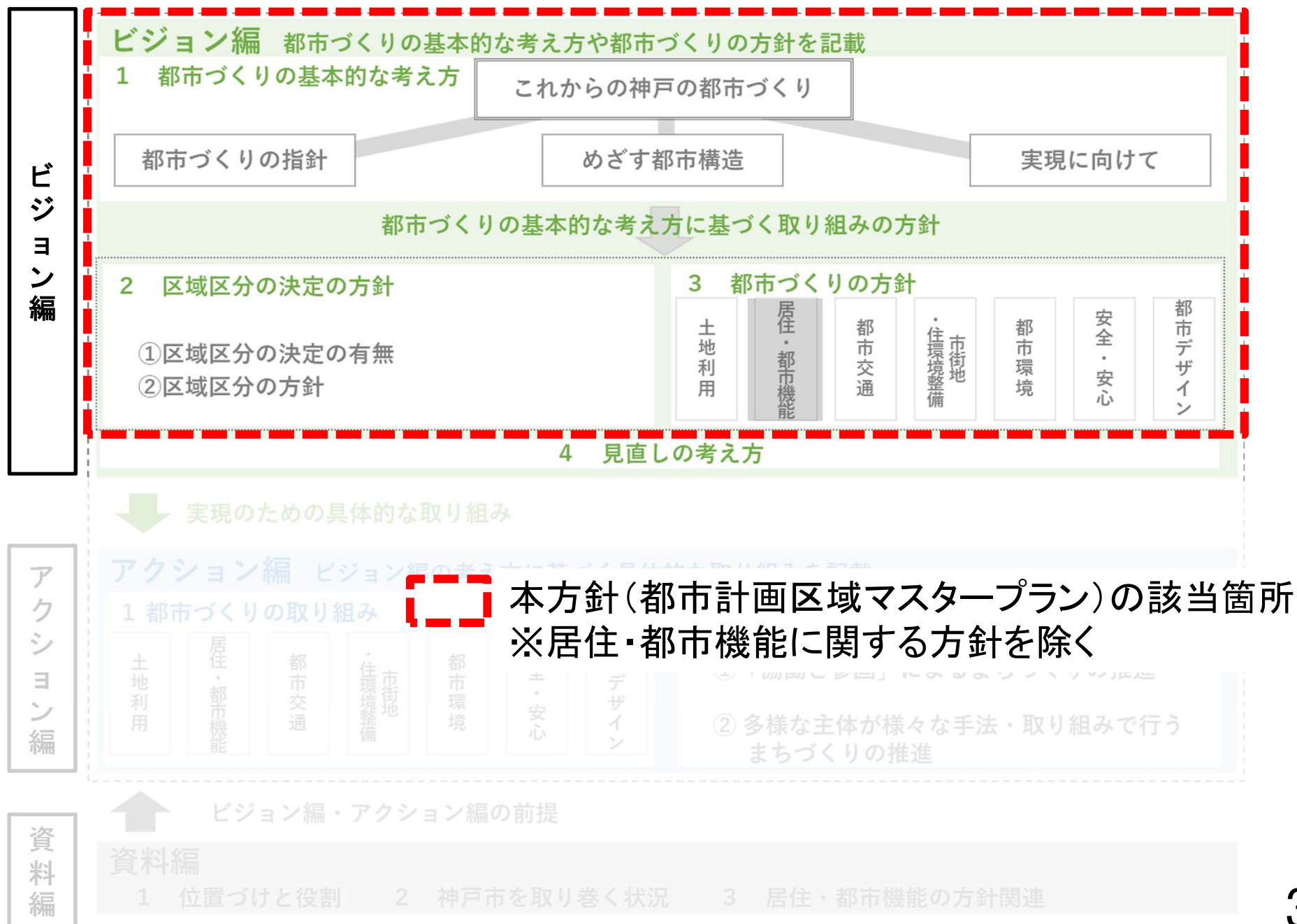
一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画(第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。))に関するものを含む。)は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

神戸市都市づくりのマスタープランの構成



区域区分の決定の方針

2.1 区域区分の決定の有無

2.2 区域区分の方針

- ・市街化区域は、人口及び産業の将来の見通しに基づき、市街地として必要と見込まれる適正な規模とし、原則、住宅開発等による拡大を抑制する



市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

区 分	2020年	2035年
都市計画区域内人口	1,527千人	おおむね1,368千人
市街化区域内人口	1,502千人	おおむね1,352千人

産業の規模

区 分	2020年	2035年
製造品出荷額等	34,090億円	41,677億円
商品販売額	61,634億円	65,906億円

市街化区域のおおむねの規模

区 分	2020年	2035年
市街化区域面積	おおむね20,395ha	おおむね20,333ha

区域区分の決定の方針

○市街化調整区域への編入

- ・自然環境の保護、都市の防災性向上が望まれる区域など
⇒ 市街化調整区域に編入
- ・計画的なまちづくりに時間を要する区域
⇒ 暫定市街化調整区域に位置付け

○市街化区域への編入

- ・上位計画に位置づけがあるなど、事業の妥当性が認められ、
 - 一計画的なまちづくりの見通しが確実となった区域 ⇒ 市街化区域に編入
 - 一計画的なまちづくりに時間を要する区域 ⇒ 特定保留区域に位置付け
- ・暫定市街化調整区域、特定保留区域
⇒計画的なまちづくりの見通しが確実になった段階で、農林漁業との調整を経て市街化区域に編入

区域区分の決定の方針

凡 例	
	市界・区域区分界
	市街化区域

北区山田町原野地区
(暫定市街化調整区域の継続)

垂水区多聞町小東山地区
(特定保留区域の継続)

中央区波止場町地区
(特定保留区域に指定)

